平成２３年（フ）第４１２号
奈良市押熊町1533番地　ポチハイツ103号
債務者　三國　伸行
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１９号
奈良市桂木町18番407号、申立時の住所奈良県天理市庵治町742番地11
債務者　金田　周作
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２８号
富山市婦中町長沢4602番地１　リバブル202号
債務者　平井　和也
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字小太郎96番地ピボツトマンシヨン生路301号
債務者　下平　裕二
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０８２号
愛知県知多郡東浦町大字生路字小太郎96番地ピボツトマンシヨン生路301号
債務者　下平　啓子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２５８号
愛知県知多郡東浦町大字生路字小太郎96番地ピボツトマンシヨン生路301号
債務者　下平　末男
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４３号
栃木県那須塩原市黒磯505番地　県営黒磯住宅８―33号
債務者　矢板　金光
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６２号
栃木県宇都宮市駒生町1712番地　レオパレス21アルエット103、前住所栃木県宇都宮市西川田本町２丁目14番４号　ヴィラ・プリムローズ203
債務者　長澤　邦裕
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８６号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目42番地１　南瀬谷プリンスハイツ103号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５０号
横浜市西区岡野１丁目９番５号　井下田マンション301号
債務者　安田　盛雄
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２３３号
横浜市南区堀ノ内町２丁目144番地２
債務者　中里ひとみ
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２９３号
横浜市港南区日野南５丁目43番８号
債務者　吉本　恭子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１４号
横浜市南区吉野町１丁目３番地11　ベルクレール横濱ベルヴィー301号
債務者　田中ショーラロスこと　タナカショーラロス
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３４号
神奈川県大和市下鶴間628番地１　ハイツ小川102
債務者　山内由紀子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４４５号
横浜市南区宮元町１丁目23番地　ポートハイム宮元町第１―317号
債務者　栗原　光江
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部